

○千葉市文化ホール管理規則

平成3年4月30日

規則第44号

改正 平成3年9月27日規則第55号

平成6年3月29日規則第4号

平成7年3月24日規則第16号

平成8年3月8日規則第5号

平成10年3月23日規則第12号

(題名改称)

平成15年3月31日規則第45号

平成17年10月11日規則第56号

平成18年10月3日規則第70号

(題名改称)

平成19年6月6日規則第49号

平成21年3月31日規則第22号

平成22年3月31日規則第43号

平成26年1月29日規則第4号

平成27年3月27日規則第11号

平成27年6月30日規則第41号

平成28年3月31日規則第36号

平成28年6月13日規則第50号

平成31年3月26日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市文化ホール設置管理条例（平成3年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、文化ホールの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成10規則12・平成17規則56・平成18規則70・一部改正)

(使用期間)

第2条 文化ホールを引き続いて使用することができる期間は、5日間とする。ただし、指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平成10規則12・一部改正、平成17規則56・旧第3条繰上・一部改正)

(使用の許可申請)

第3条 条例第7条第1項の規定により文化ホールの施設の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉市文化ホール施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日(2日以上連続使用するとき、その初日をいう。)の属する月の12月前の月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日とする。ただし、1月においては1月4日とし、その日が休館日に当たるときは、その翌日とする。)から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認め、かつ、文化ホールの使用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(平成10規則12・平成15規則45・一部改正、平成17規則56・旧第4条繰上・一部改正、平成18規則70・一部改正)

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市文化ホール施設使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を、許可しないときは千葉市文化ホール施設使用不許可通知書(様式第3号)を、申請者に交付するものとする。

(平成10規則12・一部改正、平成17規則56・旧第5条繰上・一部改正、平成18規則70・一部改正)

(使用の取消し)

第5条 文化ホールの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、千葉市文化ホール施設使用取消届（様式第4号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(平成10規則12・一部改正、平成17規則56・旧第6条繰上・一部改正、平成18規則70・一部改正)

(使用の許可に係る事項の変更)

第6条 使用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市文化ホール施設使用許可事項変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市文化ホール施設使用許可事項変更許可書（様式第6号）を、許可しないときは千葉市文化ホール施設使用許可事項変更不許可通知書（様式第7号）を、使用者に交付するものとする。

(平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正)

(使用の許可の取消し)

第7条 指定管理者は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消したときは、千葉市文化ホール施設使用許可取消通知書（様式第8号）を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

(平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正)

(附属設備の利用料金)

第8条 条例別表第3の舞台設備その他の附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。

(平成15規則45・一部改正、平成17規則56・旧第7条繰下、平成18規則70・一部改正)

(使用時間以外に使用する場合は利用料金)

第9条 使用時間以外の時間に使用する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前5時から午前9時までの間に使用する場合は、使用する時間1時間までごとに、午前(午前9時から正午までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に使用する場合は、使用する時間1時間までごとに、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(平成17規則56・追加)

(利用料金の割増料)

第10条 条例別表第2備考第3項第2号の入場料の類(以下「入場料等」という。)とは、入場料その他名目のいかんを問わず直接又は間接に金銭の支出が必要となるものをいう。

2 条例別表第2備考第3項第2号の利用者が入場料の類を徴収する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料等の最高額(消費税相当額を含む。以下この項において同じ。)が500円以下の場合 条例別表第2備考第3項に規定する利用

料金額（以下この項において「利用料金額」という。）に100分の20を乗じて得た額

(2) 入場料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合 利用料金額に100分の40を乗じて得た額

(3) 入場料等の最高額が1,000円を超える場合 利用料金額に100分の60を乗じて得た額

3 条例別表第2備考第3項第3号の物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものは、物品の販売（催物に附帯するプログラム等の販売を除く。）並びに商品の展示、広告及び宣伝をいう。

4 使用時間内において使用の許可を受けた時間（以下この項において「使用許可時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イア以外の場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後に係る利用料金の額の4分の5に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(イ) 午後5時を超えて超過して使用する時間1時間までごとに、夜間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(2) 午後の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げ

る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前に係る
利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の120を乗じて
得た額

(イ) 午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の
120を乗じて得た額

イア以外の場合 ア(イ)に掲げる額

(3) 午後の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 第1号イ
(イ)に掲げる額

(4) 夜間の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 第1号イ(ア)に掲げる額

(イ) 第2号ア(ア)に掲げる額

(ウ) 夜間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の
120を乗じて得た額

イ午後5時前から繰り上げて使用する場合 (アに掲げる場合を除く。)

次に掲げる額の合計額

(ア) 午後5時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午後
に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を
乗じて得た額

(イ) ア(ウ)に掲げる額

ウア及びイ以外の場合 ア(ウ)に掲げる額

(平成15規則45・全改、平成17規則56・旧第8条繰下・一
部改正、平成18規則70・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 本市が共催する行事に使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(平成17規則56・追加)

(利用料金の徴収)

第12条 指定管理者は、使用許可書を交付する際に利用料金を徴収するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用するときは、この限りでない。

(平成15規則45・一部改正、平成17規則56・旧第9条繰下・一部改正)

(利用料金の返還)

第13条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となった場合

(2) 文化ホールの施設（会議室を除く。）については使用しようとする日の30日前、会議室については使用しようとする日の7日前までに使用の取消しを届け出た場合

(平成10規則12・一部改正、平成15規則45・旧第11条第2項・一部改正、平成17規則56・旧第10条繰下・一部改正、平成27規則41・一部改正)

(損傷等の届出)

第14条 文化ホールの施設を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその

旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平成10規則12・一部改正、平成15規則45・旧第13条繰上、平成17規則56・旧第12条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第15条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類等を打たないこと。
- (4) 立入りを禁止した区域に立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (7) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(平成17規則56・追加、平成19規則49・一部改正)

(公告)

第16条 市長は、条例第14条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 文化ホールの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者に文化ホールの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 条例第14条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第1項に規定する申請書の提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成17規則56・追加)

(指定申請)

第17条 指定申請は、申請期間内に千葉市文化ホール指定管理者指定申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 指定期間に属する各年度における文化ホールの管理に関する事業計画書及び収支予算書

(2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類(以下この号において「損益計算書等」という。)。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

(4) 役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

(平成17規則56・追加、平成18規則70・平成27規則1

1・一部改正)

(指定)

第18条 市長は、条例第14条第4項の規定により指定したときは、千葉

市文化ホール指定管理者指定書（様式第10号）を指定した法人等に交付するものとする。

- 2 市長は、条例第14条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市文化ホール指定管理者不指定通知書（様式第11号）を当該法人等に交付するものとする。

（平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正）

（告示）

第19条 条例第14条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1）文化ホールの名称
- （2）指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- （3）指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- （4）指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- （5）管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

（平成17規則56・追加）

（協定の締結）

第20条 指定管理者は、市長と文化ホールの管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）文化ホールの管理に関する事業計画に関する事項
- （2）文化ホールの施設の使用の許可に関する事項
- （3）利用料金に関する事項
- （4）文化ホールの管理に要する費用に関する事項
- （5）文化ホールの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

る事項

(6) 文化ホールの管理に関して保有する情報の公開に関する事項

(7) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他文化ホールの管理に関する業務の報告に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平成17規則56・追加）

（事業報告書の提出）

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に文化ホールの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

（平成17規則56・追加）

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、文化ホールの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成15規則45・追加、平成17規則56・旧第14条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、平成3年5月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、平成3年5月15日から施行する。

附 則（平成3年9月27日規則第55号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる使用料については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 施行日前の使用の許可に係る千葉市民文化ホールの附属設備使用料

附 則 (平成6年3月29日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則 (平成7年3月24日規則第16号)

この規則は、平成7年3月25日から施行する。

附 則 (平成8年3月8日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日規則第12号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の千葉市文化センター管理規則及び千葉市民文化ホール管理規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日規則第45号)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の千葉市若葉文化ホール管理規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前になされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年10月11日規則第56号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条を第

22条とし、第12条の次に7条を加える改正規定（第16条から第20条までの規定に係る部分に限る。）及び様式第6号の次に5様式を加える改正規定（様式第9号から様式第11号までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市若葉文化ホール管理規則第4条第1項又は第6条第3項の規定による許可の申請は、それぞれこの規則による改正後の千葉市若葉文化ホール管理規則第3条第1項又は第6条第1項の規定による許可の申請とみなす。

附 則（平成18年10月3日規則第70号）

1 この規則は、千葉市若葉文化ホール設置管理条例の一部を改正する条例（平成18年千葉市条例第38号）の施行の日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定、様式第5号の改正規定（「

許可を受けた事項	使用日

」を「

使用日

」に、「還付額」を「返還額」に改める部分に限る。）、様式第6号の改正規定（「還付額」を「返還額」に改める部分に限る。）、様式第7号の改正規定（「追徴金額（円）」を「追徴金額」に、「還付金」を「返還額」に改める部分に限る。）並びに様式第9号から様式第11号までの改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成19年6月6日規則第49号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第15条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第43号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年1月29日規則第4号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市民会館管理規則別表、第2条の規定による改正後の千葉市文化センター管理規則別表、第3条の規定による改正後の千葉市文化ホール管理規則別表、第4条の規定による改正後の千葉市美術館管理規則別表第2号及び第5条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ管理規則別表の規定は、平成26年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日規則第 41 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 13 条第 2 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る利用料金の返還について適用し、同日前の使用に係る利用料金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 28 年 6 月 13 日規則第 50 号）

この規則は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規則第 18 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の千葉市民会館管理規則別表、第 2 条の規定による改正後の千葉市文化センター管理規則別表及び第 3 条の規定による改正後の千葉市文化ホール管理規則別表の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表

（平成 26 規則 4・全改、平成 28 規則 50・平成 31 規則 18・
一部改正）

区分	品目	形状内容	単位	利用料金 午前、午後、夜 間、使用時間以	備考
----	----	------	----	----------------------------	----

				外の時間 各1 回につき	
舞台設 備	びょうぶ	金	一双	1, 300円	若葉文化ホー ルに限る。
		鳥の子			
	所作台		一式	6, 020円	
	花道用所作 台		一式	1, 100円	
	鳥屋囲い	揚幕付	一式	640円	
	見切り	邦楽邦舞用	一式	1, 300円	
	反響板		一式	5, 500円	
	平台		1台	200円	
	化粧平台	1段	1台	200円	美浜文化ホー ルに限る。
	オーケスト ラ用ポータ ブルステー ジ		1台	200円	若葉文化ホー ルに限る。
	ポータブル ステージ用 けこみ		一式	1, 100円	
	指揮台		1台	300円	
	指揮者用デ ィレクター チェア		1台	300円	
	指揮者用譜		1台	150円	

面台				
演奏者用譜 面台		1台	500円	譜面灯を含 む。
演壇		一式	1,100円	司会者台を含 む。
司会者台		1台	520円	
プログラム スタンド		1台	100円	
コントラバ ス用椅子		1台	100円	
ソロ演奏者 用椅子		1台	100円	美浜文化ホー ルに限る。
展示パネル		1枚	200円	
松羽目		一式	2,720円	美浜文化ホー ルに限る。
地がすり		1枚	1,100円	
ひ毛仙 (大)		1枚	640円	
ひ毛仙 (中)		1枚	200円	美浜文化ホー ルに限る。
ひ毛仙 (小)		1枚	100円	
しゃ幕		1枚	1,100円	美浜文化ホー ルに限る。
座布団		1枚	100円	
長座布団		1枚	100円	美浜文化ホー

					ルに限る。
	上敷		1枚	150円	
	バレエ用シート		一式	3,160円	
舞台照明設備	フットライト		1列	760円	
	花道用フットライト		1列	420円	美浜文化ホールに限る。
	天反ライト		1列	1,400円	若葉文化ホールに限る。
	天井ライト		1列	760円	美浜文化ホールに限る。
	ボーダーライト	2列まで	1列	1,400円	
	プロセニアムサスペンションライト		1列	2,960円	
	サスペンションライトA	3列まで	1列	2,960円	若葉文化ホールに限る。
	サスペンションライトB	4列まで	1列	2,960円	美浜文化ホールに限る。
	アッパーホリゾントライト		1列	1,620円	
	ローアホリ		1列	1,620円	

ゾントライ ト				
シーリング スポットラ イト		1列	2,720円	
リモコンピ ンスポット ライト		1台	1,100円	
フロントサ イドライトA	16灯まで750 ワット	一式	2,200円	若葉文化ホー ルに限る。
フロントサ イドライトB	16灯まで1キロ ワット	一式	2,710円	美浜文化ホー ルに限る。
フロントサ イドライトC	4灯まで	一式	660円	美浜文化ホー ルに限る。
固定トーメ ンタルスポ ットライト		一式	2,840円	若葉文化ホー ルに限る。
クセノンピ ンスポット ライトA	2キロワット	1台	2,720円	若葉文化ホー ルに限る。
クセノンピ ンスポット ライトB	1キロワット	1台	1,350円	美浜文化ホー ルに限る。
ミラーボー ル		1台	420円	
移動用スポ		1台	250円	

ットライト				
移動用ピン スポットラ イト		1台	640円	若葉文化ホー ルに限る。
エフェクト マシンA	オーロラマシン 波エフェクトマシ ン オーロラマシン 波エフェクトマシ ン 虹エフェクトマシ ン	1台	520円	若葉文化ホー ルに限る。 美浜文化ホー ルに限る。
エフェクト マシンB	プロジェクター スポットライト	1台	1,620円	
ストロボマ シン		1台	1,100円	
星球		一式	520円	
ブラックラ イト		一式	760円	若葉文化ホー ルに限る。
ストリップ ライト		1台	250円	美浜文化ホー ルに限る。
スタンド		1台	100円	
スモークマ シン		1台	4,400円	美浜文化ホー ルに限る（オ イルを含 む。）。

舞台音響設備	拡声装置A		一式	3,300円	かげマイク1本を含む。
	拡声装置B		一式	1,620円	美浜文化ホールに限る。
	録音・再生機器(テープ・CD・MD等)		1台	1,100円	
	はね返りスピーカー		1台	520円	
	ワイヤレスマイクA	ハンド型、タイプン型	1本	1,100円	若葉文化ホールに限る。
	ワイヤレスマイクB	ハンド型、タイプン型	1本	2,400円	
	3点つりマイク装置		一式	860円	マイクを含まない。
	エレベータマイク装置		1基	640円	若葉文化ホールに限る。 マイクを含まない。
	ステージスピーカーシステム		一式	3,300円	アンプを含む。
周辺機器	イコライザー エコーマシン リミッターコンプ	1台	1,300円		

		レッサー ノイズゲート マルチエフェクター			
	パワーアンプ		1台	1,300円	
	移動用音響調整卓	マイク・ライン入力17チャンネル以上	1台	2,720円	
		マイク・ライン入力17チャンネル未満	1台	640円	
	ステレオコンデンサーマイク		1本	2,200円	
	マイクロフォン	コンデンサー型	1本	1,100円	
		ダイナミック型	1本	640円	
	マイクスタンド		1本	100円	
映写設備	16ミリ映写機		1台	3,060円	若葉文化ホールに限る。 スクリーンを含まない。
	スクリーン		一式	1,300円	
	スライド映写機		1台	1,300円	若葉文化ホールに限る。

	ビデオ撮影システム	ビデオカメラ、デッキ、簡易編集機	一式	4,060円	若葉文化ホールに限る。
	ビデオプロジェクター		1台	1,960円	スクリーンを含まない。
	オーバーヘッドプロジェクター		1台	1,300円	若葉文化ホールに限る。
楽器	ピアノ	スタインウェイD型	1台	6,600円	
		ヤマハS6	1台	3,300円	美浜文化ホールに限る。
		ヤマハC1、ヤマハCLP-760デジタルピアノ	1台	860円	若葉文化ホールに限る。
		ローランドRG-7デジタルピアノ	1台	860円	美浜文化ホールに限る。
	LM楽器		一式	1,960円	美浜文化ホールに限る。
その他	折りたたみ椅子		1本	50円	
	折りたたみテーブル		1本	200円	
	持込器具	1キロワットにつき	1回	150円	
	シャワー		1室	300円	若葉文化ホールに限る。

様式第9号

千葉市文化ホール指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	㊟
	連絡先電話番号	
	連絡先電子メールアドレス	@
	担当者の氏名	

次の文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称

様式第10号

千葉市指令 第 号

千葉市文化ホール指定管理者指定書

様

次の文化ホールの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長



1 施設の名称

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

様式第11号

千葉市指令 第 号

千葉市文化ホール指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった次の文化ホールの指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長 印

- 1 施設の名称
- 2 理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第1号

(平成28規則36・全改)

様式第2号

(平成28規則36・全改)

様式第3号

(平成28規則36・全改)

様式第4号

(平成28規則36・全改)

様式第5号

(平成28規則36・全改)

様式第6号

(平成28規則36・全改)

様式第7号

(平成28規則36・全改)

様式第8号

(平成28規則36・全改)

様式第9号

(平成22規則43・全改)

様式第10号

(平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正)

様式第11号

(平成17規則56・追加、平成18規則70・平成28規則36・一部改正)